**なんこくプレミアム商品券2022　加盟店申込書**

様式１

　　　　　　　　　令和４年　　月　　日

なんこくプレミアム商品券2022加盟店として申し込みます

１．全社記入必須

|  |  |
| --- | --- |
| 会社住所 |  |
| 会社名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 代表者名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 電話番号 |  |
| 店舗名(屋号) | ※加盟店一覧に掲載する名称をご記入ください |
| 店舗住所 | ※上記と同じ場合は記入不要 |
| ジャンル | ※下記一覧より一つだけ番号を選択してください |

２．市内に複数店舗をもつ場合にのみ記入（換金用登録番号を一つに統一します）

**なお、複数店舗をもち、換金を店舗ごとにする場合は本申込書(様式1)をコピーし、それぞれにお申込みください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 店舗名(屋号) | ※加盟店一覧に掲載を希望する名称をご記入ください |
| ジャンル | ※下記一覧より一つだけ番号を選択してください |

|  |
| --- |
| **ジャンル一覧**（加盟店一覧はジャンルごとに掲載します）一つの店名で複数業種を営まれている店舗も1店舗一つのみ選択してください。①食べる（飲食店、酒・食料品販売、コンビニエンスストアなど）②暮らす（ドラッグストア、家具・家電・日用雑貨販売、自動車・設備修理業、ガソリンスタンドなど）③学ぶ・レジャー（文化教室・娯楽施設・宿泊業など）　　④理容・美容サービス⑤交通・運輸サービス　　⑥大型量販店（スーパーマーケット）　　⑦その他 |

受付印

**※様式１と様式２を提出してください**

様式２

令和4年　　月　　日

南国市商工会　会長　杉村 寛　様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名　　　　　　　　　　　　　　 印

生年月日　　　　　年　　月　　日生

住所

**誓　　約　　書**

私は、なんこくプレミアム商品券2022の加盟店舗登録申請について、南国市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

１　私は、私のなんこくプレミアム商品券2022の加盟店舗登録申請に際して、自己又は自社の役員等が、裏面に掲げる事項のいずれにも該当する者ではありません。

２　私は、裏面に掲げる者の該当の有無を確認するため、関係機関から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　私は、私のなんこくプレミアム商品券2022の加盟店舗登録申請について、南国市商工会が定める事項や指示を遵守するとともに、不正換金等の行為は絶対に行いません。

以上

様式２（裏）

|  |
| --- |
| (1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって，暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し，資金武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し，若しくは関与するものをいう。）をいう。以下同じ。）であるとき。(2)　その役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み，法人以外の団体にあっては，代表者，理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。(3)　暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。(4)　暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。(5)　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。(6)　いかなる名義をもってするかを問わず，暴力団又は暴力団員等に対して，金銭，物品その他財産上の利益を与え，又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し，又は関与したとき。(7)　業務に関し，暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら，これを利用したとき。(8)　その役員が，自己，その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り，又は第三者に損害を加えることを目的として，暴力団又は暴力団員等を利用したとき。(9)　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 |